

令和2年7月27日

令和元年度 特別の教育課程の実施状況等について

都・道・府・県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
あさぎり町立上小学校（外4校）	あさぎり町教育委員会	公立

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表	学校関係者評価結果の公表
あさぎり町立上小学校（他4校）	https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aview/114/14575.html	閲覧場所：あさぎり町教育委員会 方法：教育委員会窓口で申請

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

特別の教育課程として、英語に慣れ親しみ、英語を用いてコミュニケーションを図ることができる児童を育成するため、第1～4学年では「英語活動」を、第5、6学年では新教科「英語科」を新設する。第1～4学年で実施する「英語活動」は、「聞く」「話す」活動を中心に、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目的とする。また、第5、6学年で実施する「英語科」は、第1～4学年の学習内容に加えて、初歩的な「読む」「書く」活動を含めた英語の運用能力を養うことを目的とする。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本県では、重点取組の1つにグローバル人材の育成を掲げ、様々な取組が行われている。本町においても、本県と同様にグローバル人材の育成に向け、小学校から英語教育の充実を図っている。

現在、本町には5つの小学校があり、3名のALT及び1名の英語サポーターが配置されている。そのうち、2名のALTと英語サポーターは小学校を担当し、第3、4学年の総合的な学習の時間（国際理解教育）や第5、6学年の外国語活動の時間に学級担任等と授業を行っている。このように、本町では英語教育を行う環境が十分に整っている。

以上のような状況を踏まえ、令和2年度からの小学校での英語教育の教科化等を見据えながら、特別の教育課程を編成した。なお、実践にあたっては単独校ではなく、町内全ての小学校において共通的に取り組んだ。

(3) 特例の適用開始日

平成29年4月1日

(4) 取組の期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- ・一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

平成30年度に町内の教育関係者や地域住民をはじめ、近隣市町村の教育関係者等に対して公開授業を実施した。令和元年度は、AEE (Asagiri Enjoy English) 部会を中心に授業研究会や自主研修会等を通じて、中学校を含め町内すべての学校から担当教諭が参加し教師の指導力向上を図った。また、令和2年度から全面実施になる小学校英語教育に向け、文部科学省の資料を参考にしながら具体的な評価の在り方について試行を行った。

令和元年度の取組みについてまとめた冊子を、町内全教員に配付し、令和2年度からの全面実施に向け各学校で共通理解を図った。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

平成30年度は、公開授業を実施し多くの保護者や地域住民に情報を発信した。令和元年度は、1年間のまとめを町ホームページに公開し取組みの紹介を行っている。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本町では、平成25年度に町の自然環境、産業などを紹介した中学生向けの副教材資料「Asagiri -Welcome to our town-」を作成し英語教育の充実に取り組んできた。併せて、3名のALT及び1名の英語サポーターを配置し、英語教育を行う環境を整えてきた。

本特例は、このような本町の英語教育をさらに推進し、令和2年度から全面実施される学習指導要領の「外国語」「外国語活動」に向けたスムーズな接続と内容の充実を行うものである。実際に、実施した5つの小学校においては、あさぎり町全体で作成したティーチングプランをもとに、町内すべての小学校が足並みをそろえ、中学校に進学させることができるようになった。また、保護者や地域の方からは、授業での児童の意欲的な姿や先生との英語でのやり取りを見て、本特例が効果を上げているとの意見をいただいている。

しかし、教職員の異動などにより、すべての学校で共通実践が十分にできたかといえれば課題も残り、さらに教職員の研修の充実が指摘される。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第2条5項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と目標が示されている。さらに、学校教育法第21条3項には、教育基本法第2条5項を受けて、目標をより具体化して示されている。

本町の小学校が目指す「英語活動」及び「英語科」の目標は、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語を用いたコミュニケーション能力の素地を養うことである。

このコミュニケーション能力の素地には、英語の学習をとおして言語や文化について体験的に理解を深めることも含んでいる。

このことから、本町における小学校の取組は、教育基本法及び学校教育法における教育の目標と合致している。

5. 課題の改善のための取組の方向性

令和2年度から全面実施される英語教育に向け、AEE部会の体制を維持する。今年度は、さらなる共通実践化を図るために町内校長会の組織と連携し、教育委員会でバックアップしながら、本町の校長を部長とした体制をとる。このことで、学校が主体となって課題に取り組み、授業改善を図りたいと考える。特に、教科書の使い方、評価の在り方について重点的に実践するとともに、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心を高め、英語を用いたコミュニケーション能力の素地を養うことをさらに進めていきたいと考える。